

原管発官 R4 第 139 号

令和 4 年 8 月 23 日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(6 号及び 7 号発電用原子炉施設の変更)

本文及び添付書類の一部補正について

令和 3 年 11 月 12 日付け, 原管発官 R3 第 148 号をもって申請しました当社,
柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (6 号及び 7 号発電用
原子炉施設の変更) の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (6 号及び 7 号発電
用原子炉施設の変更) の本文及び添付書類を, 別添のとおり補正する。

別添

別紙 1（設置変更許可等の経緯）の一部補正

別紙 2（本文）の一部補正

添付書類目次の一部補正

添付書類五の一部補正

添付書類八の一部補正

追補（添付書類十）の一部補正

別紙 1（設置変更許可等の経緯）の一部補正

別紙1（設置変更許可等の経緯）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-3- ~ -15-		(記載変更)	別紙1に変更する

別紙 1

設置変更許可等の経緯

1 号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和 55 年 9 月 6 日	54 資庁第 12273 号	1 号原子炉施設の変更 (フォロー付制御棒の採用, 廃棄物処理系の変更, 換気空調系の変更, 海水淡水化装置の変更)
昭和 56 年 5 月 8 日	55 資庁第 13150 号	1 号原子炉施設の変更 (冷却材再循環流量制御方式の変更, 気体廃棄物処理系の変更, 排気筒の位置の変更, 非常用再循環ガス処理系の廃止に伴う変更)
昭和 57 年 5 月 12 日	56 資庁第 11046 号	1 号原子炉施設の変更 (新型 8×8 燃料の採用, プラスチック固化方式の採用, 洗濯廃液系の変更)
昭和 61 年 12 月 25 日	61 資庁第 10087 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和 62 年 10 月 9 日	62 資庁第 5498 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和 63 年 5 月 30 日	62 資庁第 14435 号	1 号, 2 号及び 5 号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用に伴う変更)
平成 2 年 7 月 10 日	元資庁第 9651 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成14年6月27日	平成14・01・25 原第1号	1号原子炉施設の変更 (起動領域モニタの採用, 原子炉緊急停止系作動回路電源の変更)
平成17年6月20日	平成16・12・28 原第8号	1号原子炉施設の変更 (残留熱除去系の蒸気凝縮モード機能削除)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (クラッド除去装置の廃止, 固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化处理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

2号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和58年5月6日	56 資庁第6754号	2, 5号原子炉の増設
昭和61年5月12日	61 資庁第2000号	2号及び5号原子炉施設の変更 (原子炉冷却材浄化系ポンプの容量の変更)
昭和61年12月25日	61 資庁第10087号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和62年10月9日	62 資庁第5498号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (逃がし安全弁の個数変更, 主蒸気隔離弁漏えい抑制系の廃止, 残留熱除去系の変更, 非常用電源設備の変更, 使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和63年5月30日	62 資庁第14435号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用に伴う変更)
平成4年10月15日	4 資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更, 使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5 資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

3号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和62年4月9日	60資庁第5303号	3, 4号原子炉の増設
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 新型制御棒の採用, 主蒸気隔離弁の形式変更, サプレッション・プール水サージタンクの共用化, 減容装置の廃止及び共用化に伴う変更)
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (MOX燃料の採用, 再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

4号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和62年4月9日	60資庁第5303号	3, 4号原子炉の増設
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 新型制御棒の採用, 主蒸気隔離弁の形式変更, サプレッション・プール水サージタンクの共用化, 減容装置の廃止及び共用化に伴う変更)
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

5号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
昭和58年5月6日	56 資庁第6754号	2, 5号原子炉の増設
昭和61年5月12日	61 資庁第2000号	2号及び5号原子炉施設の変更 (原子炉冷却材浄化系ポンプの容量の変更)
昭和61年12月25日	61 資庁第10087号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用, サプレッション・プール水サージタンクの設置に伴う変更)
昭和62年10月9日	62 資庁第5498号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (逃がし安全弁の個数変更, 主蒸気隔離弁漏えい抑制系の廃止, 残留熱除去系の変更, 非常用電源設備の変更, 廃棄物処理系の変更, 使用済樹脂の焼却処理の追加に伴う変更)
昭和63年5月30日	62 資庁第14435号	1号, 2号及び5号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更)
平成2年7月10日	元資庁第9651号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用に伴う変更)
平成4年10月15日	4 資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (使用済燃料プールの貯蔵能力の増強に伴う変更, 使用済燃料の処分の方法の変更)
平成6年9月12日	5 資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, ハフニウムフラットチューブ型新型制御棒の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)
平成25年9月27日 補正: 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

6号及び7号炉

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成3年5月15日	63資庁第6644号	6, 7号原子炉の増設
平成4年10月15日	4資庁第5459号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (高燃焼度8×8燃料の採用, 使用済燃料プールの貯蔵能力の増強, 電動機駆動原子炉給水ポンプの増設に伴う変更)
平成6年9月12日	5資庁第14309号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用, 洗濯廃液系の共用化, 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置に伴う変更)
平成8年12月25日	8資庁第8898号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (3号, 4号, 6号及び7号炉使用済燃料貯蔵設備等の1号, 2号及び5号炉との共用化)
平成10年12月21日	平成10・03・31 資第99号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (9×9燃料の採用, 海水淡水化装置の撤去)
平成12年3月15日	平成11・04・01 資第32号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (再処理委託先確認方法の一部変更)
平成22年4月19日	平成21・08・12 原第11号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号原子炉施設の変更 (固体廃棄物処理系の固化材をプラスチックからセメントに変更, 雑固体廃棄物の処理方法として固型化処理(モルタル)を追加)

許可(届出)年月日	許可(届出)番号	備 考
平成25年9月27日 補正： 平成26年4月25日	原管発官25 第191号 原管発官26 第31号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出
平成28年11月2日	原規規発 第16110222号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更
平成29年12月27日	原規規発 第1712272号	6号及び7号発電用原子炉施設の変更 (設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等)
令和元年6月19日	原規規発 第1906194号	6号及び7号発電用原子炉施設の変更 (浸水防止設備の変更, 地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能維持に係る設計方針の追加, 内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に係る記載の変更)
令和2年4月1日	原管発官R2 第6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出
令和2年5月13日	原規規発 第2005134号	6号及び7号発電用原子炉施設の変更 (中央制御室, 緊急時対策所等に対する有毒ガスの発生に対する防護方針の追加)
令和4年8月17日	原規規発 第2208173号	6号及び7号発電用原子炉施設の変更 (特定重大事故等対処施設の設置)

() 内は対象発電用原子炉施設の変更を記載

別紙 2 (本文) の一部補正

別紙 2 (本文) を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-43-	8 行～ 12 行	<p>所内常設直流電源設備 (3 系統目) は, 直流 125V 蓄電池 (3 系統目), 電路, 計測制御装置等で構成し, <u>全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において行う簡易な操作以外での</u>負荷の切り離しを行わず合計 24 時間にわたり, 直流 125V 蓄電池 (3 系統目) から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>所内常設直流電源設備 (3 系統目) は, 直流 125V 蓄電池 (3 系統目), 電路, 計測制御装置等で構成し, 負荷の切り離しを行わず合計 24 時間にわたり, 直流 125V 蓄電池 (3 系統目) から電力を供給できる設計とする。</p>
-47-	14 行と 15 行の間	(追加)	<p><u>また, 所内常設直流電源設備 (3 系統目) の直流 125V 蓄電池 (3 系統目) は, 原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機, AM 用直流 125V 蓄電池及び AM 用直流 125V 充電器と異なる区画に設置することで, 原子炉建屋内に設置する非常用ディーゼル発電機, AM 用直流 125V 蓄電池及び AM 用直流 125V 充電器並びに屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管する可搬型直流電源設備の電源車と共通要因によって同時に機能を損</u></p>

頁	行	補正前	補正後
-47-	15行～ 18行	所内常設直流電源設備(3系統目)は、蓄電池から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。	<u>なわな</u> いよう位置的分散を <u>図る設計とする。</u> 所内常設直流電源設備(3系統目)は、蓄電池から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統、 <u>常設代替直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統及び可搬型直流電源設備の電源車から直流母線までの系統</u> に対して、独立性を有する設計とする。
-47-	19行～ 21行	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備(3系統目)は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備(3系統目)は非常用直流電源設備、 <u>常設代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備</u> に対して独立性を有する設計とする。

添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
扉, -1- ~ -3-		(記載変更)	別紙 1 に変更する

添 付 書 類

今回の変更申請に係る柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の添付書類は以下のとおりである。

添付書類一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け、原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類一の記載内容と同じ。

添付書類二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け、原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類二の記載内容と同じ。

添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

別添1に示すとおりである。

添付書類四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

別添2に示すとおり記載内容を変更する。

添付書類五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

別添3に示すとおりである。

添付書類六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象，地盤，水理，地震，社会環境等の状況に関する説明書

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け，原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類六の記載内容と同じ。

添付書類七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け，原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類七の記載内容と同じ。

添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

別添4に示すとおり記載内容を変更する。別添4に示す記載内容以外は次のとおりである。

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け，原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類八の記載内容と同じ。

添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け，原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類九の記載内容と同じ。

添付書類十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

別添5に示すとおり記載内容を変更する。別添5に示す記載内容以外は次のとおりである。

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（令和4年8月17日付け，原規規発第2208173号をもって設置変更許可）の添付書類十の記載内容と同じ。

添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

別添6に示すとおり記載内容を変更する。

添付書類五の一部補正

添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
5-9	2行と 3行の間	(追加)	<u>新規制基準施行を踏まえ、柏崎刈羽原子力発電所では62事象の自然現象及び人為事象を評価した上で自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</u>
5-21		(記載変更)	別紙1に変更する

<p>本部（統括管理） 本部長：社長</p> <p>1. 発電所の重要な決定事項の確認 2. 原子力規制委員会委員，原子力規制庁職員等との間で重要な事項に関する協議，意思決定</p> <p>副本部長 1. 本部長補佐 2. 社外への説明や用語使用等の技術的判断 3. 技術者倫理に基づいた本部長への提言</p> <p>本部長付 1. 本部（統括管理）補佐</p>	<p>対外対応統括 1. 関係各所への正確かつ速やかな情報発信の統括</p>	<p>広報班</p>	<p>1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文，QA作成含む） 3. 公表情報の関係各所への情報発信</p>
	<p>計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報，事故進展評価などの統括</p>	<p>官庁連絡班 保安班 計画班 情報班</p>	<p>1. 官庁への情報提供と質問対応 1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援 1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援 1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 事故状況，対応状況の把握 3. 本社対策本部内での情報共有・一元管理</p>
	<p>復旧統括 1. 発電所事故対応作業の支援統括</p>	<p>復旧班</p>	<p>1. 発電所の復旧方法の検討・立案，発電所への助言</p>
	<p>総務統括 1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括 2. 自治体の防護活動の要員・物資の支援に係る統括</p>	<p>通信班 総務班 厚生班 資材班</p>	<p>1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保 1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保 1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. 発電所復旧要員及び自治体の防護活動支援要員の食料・被服の調達支援，宿泊の手配支援 3. 現地医療体制整備支援 1. 発電所の復旧活動及び自治体の防護活動の支援に必要な資機材の調達，適切な箇所への搬送</p>
	<p>支援統括 1. 発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括 2. 自治体の防護活動の支援における社外関係機関等との調整に係る統括</p>	<p>後方支援拠点班 支援受入調整班 電力支援受入班</p>	<p>1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 2. 同拠点における社外関係機関（自衛隊，消防，警察等）との情報連絡 1. 官庁（自衛隊，消防，警察等）への支援要請，調整の窓口 1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整</p>
	<p>避難支援統括 1. 自治体の防護活動の支援を統括</p>	<p>避難支援班</p>	<p>1. 自治体の防護活動の支援 2. 自治体・防災センターからの要望への対応</p>

第 2.2 図 原子力防災組織（本社）

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-1-3	2行	1. 10. <u>5</u>	1. 10. <u>7</u>
8-1-3	5行	原規規発第 <u>2005134</u> 号	原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-1-3	8行	1. 10. <u>5</u>	1. 10. <u>7</u>
8-1-5	2行	<u>原子炉建屋内</u>	建屋内
8-1-5	8行	<u>原子炉建屋内</u>	建屋内
8-1-5	14行～ 15行	<u>原子炉建屋内</u>	建屋内
8-1-5	19行	<u>原子炉建屋内</u>	建屋内
8-1-13	18行	<u>原子炉建屋内</u>	建屋内
8-1-16	1行	原子炉建屋内の原子炉区域外の	原子炉建屋内の原子炉区域外及びその他の建屋内の
8-1-23	下から 1行～ 3行	所内常設直流電源設備（3系統目）は、直流125V蓄電池（3系統目）、電路、計測制御装置等で構成し、 <u>全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作以外での</u> 負荷の切り離しを行わず合計	所内常設直流電源設備（3系統目）は、直流125V蓄電池（3系統目）、電路、計測制御装置等で構成し、負荷の切り離しを行わず合計
8-1-24	3行～ 9行	また、所内常設直流電源設備（3系統目）は、特に高い信頼性を有する直	また、所内常設直流電源設備（3系統目）は、特に高い信頼性を有する直

頁	行	補正前	補正後
8-1-24	15行と 16行の間	<p>流電源設備とするため、耐震設計においては、直流 125V 蓄電池（3 系統目）及びその電路は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>(追加)</p>	<p>流電源設備とするため、<u>安全機能の重要度分類クラス 1 相当の設計とし、</u>耐震設計においては、直流 125V 蓄電池（3 系統目）及びその電路は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p><u>また、所内常設直流電源設備（3 系統目）の直流 125V 蓄電池（3 系統目）は、原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機、AM 用直流 125V 蓄電池及び AM 用直流 125V 充電器と異なる区画に設置することで、原子炉建屋内に設置する非常用ディーゼル発電機、AM 用直流 125V 蓄電池及び AM 用直流 125V 充電器並びに屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管する可搬型直</u></p>

頁	行	補正前	補正後
8-1-24	16行～ 19行	所内常設直流電源設備（3系統目）は、蓄電池から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。	<u>流電源設備の電源車と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u> 所内常設直流電源設備（3系統目）は、蓄電池から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統、 <u>常設代替直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統及び可搬型直流電源設備の電源車から直流母線までの系統</u> に対して、独立性を有する設計とする。
8-1-24	20行～ 22行	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備（3系統目）は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備（3系統目）は非常用直流電源設備、 <u>常設代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備</u> に対して独立性を有する設計とする。
8-4-2	2行	<u>令和2年5月13日付け、原規規発第2005134号</u>	<u>令和4年8月17日付け、原規規発第2208173号</u>
8-4-2	6行	<u>令和2年5月13日付け、</u>	<u>令和4年8月17日付け、</u>

頁	行	補正前	補正後
8-4-3	17行	原規規発第 <u>2005134</u> 号 令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	原規規発第 <u>2208173</u> 号 令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-2	17行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-2	21行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-2	25行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-5	9行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-6	7行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-6	11行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-9	6行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-5-11	17行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-9-1	11行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-9-10	22行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-10-1	23行	令和2年5月13日付け, 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け, 原規規発第 <u>2208173</u> 号

頁	行	補正前	補正後
8-10-2	4行	令和2年5月13日付け、 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け、 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-10-2	12行～ 16行	所内常設直流電源設備 (3系統目)は、直流 125V蓄電池(3系統 目)、電路、計測制御装 置等で構成し、 <u>全交流動 力電源喪失から1時間以 内に中央制御室において 行う簡易な操作以外での</u> 負荷の切り離しを行わず 合計24時間にわたり、 直流125V蓄電池(3系統 目)から電力を供給でき る設計とする。	所内常設直流電源設備 (3系統目)は、直流 125V蓄電池(3系統 目)、電路、計測制御装 置等で構成し、負荷の切 り離しを行わず合計24 時間にわたり、直流 125V蓄電池(3系統目) から電力を供給できる設 計とする。
8-10-2	17行～ 23行	また、所内常設直流電源 設備(3系統目)は、特 に高い信頼性を有する直 流電源設備とするため、 耐震設計においては、直 流125V蓄電池(3系統 目)及びその電路は、基 準地震動による地震力に 対して、重大事故等に対 処するために必要な機能 が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計 用地震動による地震力又 は静的地震力のいずれか 大きい方の地震力に対し て、おおむね弾性状態に	また、所内常設直流電源 設備(3系統目)は、特 に高い信頼性を有する直 流電源設備とするため、 <u>安全機能の重要度分類ク ラス1相当の設計とし、</u> 耐震設計においては、直 流125V蓄電池(3系統 目)及びその電路は、基 準地震動による地震力に 対して、重大事故等に対 処するために必要な機能 が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計 用地震動による地震力又 は静的地震力のいずれか

頁	行	補正前	補正後
8-10-3	5 行	留まる範囲で耐えられるように設計する。 令和2年5月13日付け、 原規規発第 <u>2005134</u> 号	大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。 令和4年8月17日付け、 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-10-3	10 行	令和2年5月13日付け、 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け、 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-10-3	15 行	令和2年5月13日付け、 原規規発第 <u>2005134</u> 号	令和4年8月17日付け、 原規規発第 <u>2208173</u> 号
8-10-6	21 行と 22 行の間	(追加)	また、 <u>所内常設直流電源設備 (3 系統目) の直流 125V 蓄電池 (3 系統目) は、原子炉建屋内の非常用ディーゼル発電機、AM 用直流 125V 蓄電池及び AM 用直流 125V 充電器と異なる区画に設置することで、原子炉建屋内に設置する非常用ディーゼル発電機、AM 用直流 125V 蓄電池及び AM 用直流 125V 充電器並びに屋外の原子炉建屋から離れた場所に保管する可搬型直流電源設備の電源車と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u>

頁	行	補正前	補正後
8-10-6	22行～ 24行	所内常設直流電源設備（3系統目）は、蓄電池から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。	所内常設直流電源設備（3系統目）は、蓄電池から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統、 <u>常設代替直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統及び可搬型直流電源設備の電源車から直流母線までの系統</u> に対して、独立性を有する設計とする。
8-10-6 ～ 8-10-7	25行 ～ 1行	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備（3系統目）は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	これらの位置的分散及び電路の独立性によって、所内常設直流電源設備（3系統目）は非常用直流電源設備、 <u>常設代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備</u> に対して独立性を有する設計とする。
8-10-12	15行 ～ 18行	直流125V蓄電池（3系統目）は、想定される重大事故等時において、 <u>1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作以外での負荷の切り離しを行わず</u> 24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計と	直流125V蓄電池（3系統目）は、想定される重大事故等時において、 <u>負荷の切り離しを行わず合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計と</u> する。

頁	行	補正前	補正後
		する。	

追補（添付書類十）の一部補正

追補（添付書類十）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
1.14-1	21行と 22行の間	(追加)	<u>第 1.14.2 図 交流電源 単線結線図 (6号及び7 号炉)</u>
1.14-23 と 1.14-24 の間		(追加)	別紙1を追加する。

